

真如苑 子どもの生活支援基金  
事業募集要項

## ● 本基金について

---

真如苑は、東京都立川市に本部を置く仏教教団です。開祖の伊藤真乗は昭和 11 年（1936 年）に立教、京都の醍醐寺で出家得度致しました。開祖が立教より一貫して悩み苦しむ方の立場に立ち、その時にできる精一杯の支援活動が続けてきたように、私たちは志を同じくする多くの方々とのつながりを大切にしながら様々な分野での社会貢献活動に取り組んでいます。

現在は、各地の中間支援組織と協働でおこなう助成事業や、沖縄、兵庫、岩手などのコミュニティ財団や東日本大震災被災地の NPO と共に地域の課題解決に向けた事業に取り組んでいます。真如苑の地元・多摩地域においては 2006 年より「市民活動公募助成」を始めましたが、事業を進める中で、翌年には同じく多摩地域で「児童養護施設支援助成」を、さらに 2011 年に全国の自立援助ホームを対象とした「自立援助ホーム支援助成」を創設し、厳しい状況の子どもたちを支える活動を応援しています。

縁あって京都地域創造基金と協働で創設した子どもの虐待防止や生活困窮世帯の子どもを対象とした事業への助成を、本年も継続して実施させて頂くこととなりました。開祖ゆかりの京都において、未来を担う子どもたちが健やかに育つお手伝いができれば幸いです。

## ● 助成趣旨

---

昨今、全国的に児童虐待に関する相談、いじめの報告が増加し、子どもの貧困の状況についての調査などでも生活実態が徐々にあきらかになるなかで、子ども・若者の支援についても早急に対応していかなければいけない状況にあります。

京都府内においても、児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、また、いくつかの子どもの貧困率に関する都道府県別の研究においても、他県に比べて高い傾向にあります。このような状況にある子ども・若者が抱える困難は生活面、学習面など多様であり、地域特性もあることから、個々の状況に対応でき、また地域の子どもの近い場所でサポートできる体制が必要になります。

本基金は、子どもの虐待防止、または生活困窮世帯の子ども・若者を対象とした事業に助成しますが、上記のような現状を踏まえ地域や学校などのグループ・特定の状況に置かれている子どもに限定する事業を特に支援します。また、虐待が起こる状況や、子どもの貧困の状況は様々で、その原因も多種多様であり、これらの課題を解決に向かわせるためには、状況と原因の把握が欠かせないと考え、課題を生む原因にアプローチする事業も対象とします。

また今回の助成プログラムでは 1 年助成のコースに加え、2 年継続助成を前提とするコースを設けました。子どもの虐待防止や貧困対策には継続的に、複数の方法によって取り組まなければなりません。社会全体で子どもをそのような状況に陥れない、虐待や貧困の状況になってもそこから脱せられるようにすることが大切だと考えています。

## ● 対象事業

---

以下の条件を全て満たす事業とします。

- a. おおよそ 18 歳までの生活困窮家庭（状態）の青少年の生活・育成に寄与すること
- b. NPO など市民活動団体と他セクターが連携して行なうこと
- c. 助成事業終了後も事業継続の見込みがあること

（例）

自治会と連携して地域の子どものための貧困対策事業  
外国人コミュニティと連携してそのコミュニティの子どものための貧困対策事業  
学校と連携しての虐待防止事業  
ケアホームなどによる子どもへの生活支援事業  
就労に至る、また就労後定着のための支援事業 等

## ● 対象団体

---

以下の条件を全て満たす団体とします。

- a. 京都府内に拠点がある NPO・市民活動団体（法人格の有無、活動年数は問いません）
- b. 申請事業終了後の活動報告を 2 ヶ月以内に提出できること
- c. プレゼンテーション選考会に参加できること

## ● 助成金額

---

助成総額 110 万円

2 年継続助成コース 1 件あたり最大 50 万円

1 年助成コース 1 件あたり最大 30 万円

助成件数 合計 3 件程度

## ● 申請受付期間

---

2017 年 8 月 1 日～2017 年 8 月 31 日

## ● 助成事業実施期間

---

2 年継続助成コース：2017 年 11 月 1 日～2019 年 10 月 30 日

※中間ヒアリング及び決算報告をご提出いただきます。

※上記の内容によっては 2 年目の助成ができない場合もあります。

1 年助成コース：2017 年 11 月 1 日～2018 年 10 月 30 日

## ● 対象経費

---

今回の活動に関わる人件費、旅費交通費、通信費、運搬費、燃料費、賃借料、保険料、謝金、会議費、広報費、印刷費、消耗品費、雑費等のうち事業実施期間内に支払われたもの（原則、活動終了後に助成しますが、必要な場合は前払いも可能です。）

## ● 選考方法

---

所定の申請書書類及びプレゼンテーション選考を元に選考会で決定します。

選考会で助成額が申請額から変更される場合があります。

助成の可否については、10月末までに文書で通知します。結果は当財団のHPでも公開します。

## ● 選考の視点

---

本助成の選考においては、以下の点を考慮して選考を行ないます。

- a. 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか
- b. 本助成活用の意義はあるか〈他の財源(寄付・事業収入等)では不可能か〉
- c. 申請事業の実施に、特に下記の点で社会的な意義があるか
  - 現状を把握し、事業に反映しているか
  - 事業の成果が課題解決のために有効であるか
  - 成果を挙げるために具体的な計画・予算・人的資源があるか
  - 助成対象期間終了後も事業が継続される計画があるか
  - 革新性があるか

### <申請先・お問い合わせ先>

公益財団法人 京都地域創造基金

〒602-0862 京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 284

電話 075-257-7883 営業時間 平日午前9時～午後5時30分

URL <http://plus-social.jp>

(こちらのURLより当財団の助成方針をご確認ください。)

### <認証のお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 きょうと NPO センター認証専用窓口

TEL : 075-354-8721 (平日 10 : 00～19 : 00)

電子メール : [portal@npo-net.or.jp](mailto:portal@npo-net.or.jp) ホームページ : <http://kyo-en.canpan.info/>

### <個人情報の取り扱いについて>

ご提出およびご記入いただいた資料によって取得した個人情報は、当該助成金の選考や運営、情報開示の目的で、京都地域創造基金事務局及び選考委員会が使用し、

適切に保護、管理ならびに廃棄いたします。